



# 脱炭素社会の実現に向けた地方公共団体の取組

環境省 大臣官房環境計画課



## 脱炭素化が世界的な潮流に

2015年12月 パリ協定が採択（COP21）

- **すべての国が参加する公平な合意**
- **2 目標**
- **今世紀後半に温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡を達成**

パリ協定は炭素社会との決別宣言



2019.9 気候行動サミット（ニューヨーク）

- **脱炭素化に向けた転換点**
- **今世紀後半の脱炭素社会に向けて世界は既に走り出している**

2018年10月8日  
IPCC1.5 特別報告書公表

# 菅総理による2050年カーボンニュートラル宣言

【第203回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説】（2020年10月26日）＜抜粋＞

- 菅政権では、成長戦略の柱に**経済と環境の好循環**を掲げて、**グリーン社会の実現**に最大限注力して参ります。我が国は、**2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。**もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではありません。積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要です。
- 鍵となるのは、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした、革新的なイノベーションです。実用化を見据えた研究開発を加速度的に促進します。規制改革などの政策を総動員し、グリーン投資の更なる普及を進めるとともに、脱炭素社会の実現に向けて、国と地方で検討を行う新たな場を創設するなど、総力を挙げて取り組みます。環境関連分野のデジタル化により、効率的、効果的にグリーン化を進めていきます。世界のグリーン産業をけん引し、経済と環境の好循環をつくり出してまいります。
- 省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立します。長年続けてきた石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換します。

# 菅総理による2030年度目標の表明

■2021年4月22日、地球温暖化対策推進本部及び米国主催気候サミットにおいて、菅総理は、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けること等を発言。

【米国主催気候サミットにおける菅内閣総理大臣によるスピーチ】（2021年4月22日）＜抜粋＞

- 地球規模の課題の解決に、我が国としても大きく踏み出します。2050年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、我が国は、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けてまいります。
- この46%の削減は、これまでの目標を7割以上引き上げるもので、決して容易なものではありません。しかしながら、世界のものづくりを支える国として、次なる成長戦略にふさわしいトップレベルの野心的な目標を掲げること、我が国が、世界の脱炭素化のリーダーシップをとっていきたいと考えています。今後、目標の達成に向けた施策を具体化すべく、検討を加速します。
- 経済と環境の好循環を生み出し、2030年の野心的な目標に向けて力強く成長していくため、政府として再エネなど脱炭素電源を最大限活用するとともに、企業に投資を促すための十分な刺激策を講じます。
- また、国と地域が協力して、2030年までに、全国各地の100以上の地域で脱炭素の実現を目指します。食料・農林水産業において、生産力を向上させながら、持続性も確保するための、イノベーションの実現にも取り組んでまいります。さらに、サーキュラーエコノミーへの移行を進め、新産業や雇用を創出します。
- 我が国は、2030年、そして2050年に向けた挑戦を絶え間なく続けてまいります。



# 地方公共団体実行計画制度の概要

- 地球温暖化対策推進法第21条、第22条に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体による温暖化対策のための実行計画を策定するもの。
  - 計画は以下の2種類で構成。
    - **事務事業編（すべての地方公共団体が策定義務の対象）**  
事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画（地方公共団体自身の排出量の削減計画）
    - **区域施策編（都道府県・政令指定都市・中核市が策定義務の対象、その他の市町村は努力義務）**  
区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出削減等のための総合的な計画（地方公共団体の区域全体の排出削減計画）
- 赤字は、改正地球温暖化対策推進法（令和3年5月）において追加された規定によるもの

## < 制度の概要 >

### 【事務事業編】

単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等の措置に関する計画を策定しなければならない。

#### （策定内容）

- 計画期間
- 地方公共団体実行計画の目標
- 実行しようとする措置の内容
- そのほか地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

### 【区域施策編】

区域の自然的社会的条件に応じて排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を策定しなければならない。

#### （策定内容）

- 区域の自然的社会的条件に適した再エネの利用促進に関する事項
- 事業者・住民が温室効果ガスの排出抑制等を行う活動の促進に関する事項
- 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便増進、都市の緑地の保全に関する事項
- 廃棄物の発生の抑制等の循環型社会形成に関する事項
- **それぞれの施策の実施目標**

# 地方公共団体実行計画制度の施行状況

■ 地方公共団体実行計画制度に関する施行状況は以下の通り。

## 地方公共団体実行計画（事務事業編）

- 公共施設など、地方公共団体自らの事務・事業からの排出削減に関する計画（すべての地方公共団体に策定義務）
- 都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市は全て策定。すべての地方公共団体で見ると90.1%が策定。

## 地方公共団体実行計画（区域施策編）

- 住民や事業者を含めた区域全体の再エネ導入、省エネ推進等の施策に関する計画（都道府県・政令指定都市・中核市・特例市に策定義務）
- 策定義務のある団体は全て策定。すべての地方公共団体で見ると32.7%が策定。

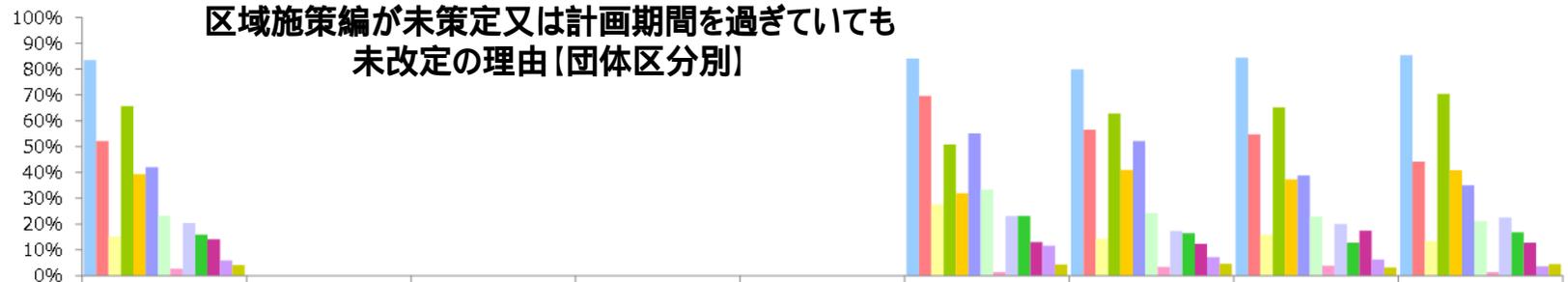
## 地方公共団体実行計画策定状況（2020年10月時点調査）

| 団体区分   | 団体数   | 事務事業編<br>策定団体数・策定率 |        | 区域施策編<br>策定団体数・策定率 |        |
|--------|-------|--------------------|--------|--------------------|--------|
|        |       | 策定団体数              | 策定率    | 策定団体数              | 策定率    |
| 都道府県   | 47    | 47                 | 100.0% | 47                 | 100.0% |
| 指定都市   | 20    | 20                 | 100.0% | 20                 | 100.0% |
| 中核市    | 60    | 60                 | 100.0% | 60                 | 100.0% |
| 施行時特例市 | 25    | 25                 | 100.0% | 25                 | 100.0% |
| その他市町村 | 1,636 | 1,459              | 89.2%  | 433                | 26.5%  |
| 合計     | 1,788 | 1,611              | 90.1%  | 585                | 32.7%  |

# 地方公共団体実行計画の策定に関して地方公共団体が抱える課題

- 人口10万人未満の市町村を中心に、地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）を未策定又は計画期間を過ぎていても未改定である地方公共団体が存在している。
- これらの理由として、主に担当者の「マンパワー不足」や「専門知識の不足」等が挙げられている。

区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【団体区分別】



[単位：%]

|                                      | 全体<br>(N=1,263) | 都道府県<br>(N=0) | 政令指定都<br>市(N=0) | 中核市<br>(N=0) | 施行時特例<br>市(N=0) | 人口10万人<br>以上で、上<br>記以外の市<br>区町村<br>(N=69) | 人口3万人<br>以上10万人<br>未満の市区<br>町村<br>(N=347) | 人口1万人<br>以上3万人<br>未満の市町<br>村<br>(N=384) | 人口1万人<br>未満の市町<br>村<br>(N=463) |
|--------------------------------------|-----------------|---------------|-----------------|--------------|-----------------|---|---|---|--------------------------------|
| ■ 計画を策定・改定するための人員が不足しているため           | 83.5            | 0.0           | 0.0             | 0.0          | 0.0             | 84.1                                      | 79.8                                      | 84.4                                    | 85.3                           |
| ■ 計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため             | 52.1            | 0.0           | 0.0             | 0.0          | 0.0             | 69.6                                      | 56.5                                      | 54.7                                    | 44.1                           |
| ■ 他の部局・課室の協力が得られにくい                  | 15.2            | 0.0           | 0.0             | 0.0          | 0.0             | 27.5                                      | 14.4                                      | 15.9                                    | 13.4                           |
| ■ 地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため          | 65.6            | 0.0           | 0.0             | 0.0          | 0.0             | 50.7                                      | 62.8                                      | 65.1                                    | 70.4                           |
| ■ 最新の技術情報や知見が不足しているため                | 39.3            | 0.0           | 0.0             | 0.0          | 0.0             | 31.9                                      | 40.9                                      | 37.2                                    | 40.8                           |
| ■ 対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため             | 42.0            | 0.0           | 0.0             | 0.0          | 0.0             | 55.1                                      | 52.2                                      | 38.8                                    | 35.0                           |
| ■ 有望な対策・施策が見つからないため                  | 23.2            | 0.0           | 0.0             | 0.0          | 0.0             | 33.3                                      | 24.2                                      | 22.9                                    | 21.2                           |
| ■ 激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いているため | 2.7             | 0.0           | 0.0             | 0.0          | 0.0             | 1.4                                       | 3.5                                       | 3.9                                     | 1.3                            |
| ■ 地球温暖化対策の優先度が低い                     | 20.3            | 0.0           | 0.0             | 0.0          | 0.0             | 23.2                                      | 17.3                                      | 20.1                                    | 22.5                           |
| ■ 温室効果ガス排出量の算定方法が分からない               | 15.8            | 0.0           | 0.0             | 0.0          | 0.0             | 23.2                                      | 16.4                                      | 12.8                                    | 16.8                           |
| ■ 周辺の団体も未策定であるため                     | 14.1            | 0.0           | 0.0             | 0.0          | 0.0             | 13.0                                      | 12.4                                      | 17.4                                    | 12.7                           |
| ■ その他                                | 5.9             | 0.0           | 0.0             | 0.0          | 0.0             | 11.6                                      | 7.2                                       | 6.3                                     | 3.7                            |
| ■ 上記に該当するものがない                       | 4.1             | 0.0           | 0.0             | 0.0          | 0.0             | 4.3                                       | 4.6                                       | 3.1                                     | 4.5                            |

- 国と地方が協働・共創して2050年までのカーボンニュートラルを実現するため、地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる分野を中心に脱炭素方策を議論する場として、「国・地方脱炭素実現会議」を開催。
- 令和2年12月25日から計3回開催し、令和3年6月9日の第3回で「地域脱炭素ロードマップ」を決定。

## 【地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～のポイント】

- 足元から5年間に政策を総動員し、  
2030年度までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」（ ）をつくる  
全国で、重点対策を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、ゼロカーボンドライブなど）
- 3つの基盤的施策  
人材・情報・資金の継続的・包括的支援スキーム構築（地方支分部局が水平連携して支援実施）  
ライフスタイルイノベーション（排出見える化や、ふるさと納税の返礼品としての地域再エネ活用など）  
ルールのイノベーション（風力発電の環境アセスの最適化や、地熱発電の開発加速化など）
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（脱炭素ドミノ）  
（ ）民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロまで削減。また、運輸部門や燃料・熱利用等も、国全体の削減目標と整合するレベルに削減。IoT等も活用し、取組の進捗や排出削減を評価分析し、透明性を確保する。

### 構成メンバー

< 政府 > 内閣官房長官（議長）、環境大臣（副議長）、総務大臣（同）、  
内閣府特命担当大臣（地方創生）、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣  
< 地方自治体 > 長野県知事、軽米町長、横浜市長、津南町長、大野市長、壱岐市長

### 開催経緯

第1回 令和2年12月25日 ロードマップの趣旨・目的と各省・地方自治体の取組  
第2回 令和3年4月20日 ロードマップ骨子案  
第3回 令和3年6月9日 ロードマップ決定。

そのほか、自治体・企業等からのヒアリング（4回）や関係団体との意見交換等を実施。



第3回 国・地方脱炭素実現会議（令和3年6月9日）  
（出典：首相官邸HP）

# 地域脱炭素ロードマップ実現のための支援パッケージ

- 地域の脱炭素化を実現するため、脱炭素先行地域づくりや重点対策の全国実施など、今後5年間に集中期間として、あらゆる分野で脱炭素の取組を加速化
- 複数年度にわたる継続的、包括的な支援スキームとして、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、財政投融资を活用した出資制度を創設
- 府省庁間で連携しつつ、地域と暮らしに関する各分野の施策に着実に取り組み、現場レベルでは、国の地方支分部局が、地方環境事務所を中心に、水平連携

## 脱炭素先行地域の選定

2030年度までに民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロを実現する地域を少なくとも100カ所以上創出

## 重点対策実施

国の基準・目標を上回るレベルの対策や、複数の重点対策を組み合わせる対策を実施

地方自治体等

民間等

### 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 (200億円)

複数の事業に対する複数年度にわたる交付として脱炭素先行地域での再エネ等設備、基盤インフラ設備(蓄電池、自営線等)、省エネ設備導入等を支援

### 民間等への出資 (200億円)

脱炭素事業に意欲的に取り組む民間事業者等への出資制度を創設

### その他の財政支援

公共施設のレジリエンス強化  
初期費用ゼロ型太陽光発電  
建築物ZEB-化、住宅ZEH化  
カーシェアリング 等を支援

### 地方環境事務所を中心とした積極支援

地方環境事務所による支援  
各省地方支分部局と水平連携

- 地域の検討支援、人材支援
- ・地域の計画策定等支援事業
- ・地域循環圏プラットフォーム事業

- 情報支援
- ・ゼロカーボンシティ基盤整備事業
- ・再エネ情報提供システム整備事業

「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置付け、政策の予見可能性を向上。



長期的な方向性を法律に位置付け  
脱炭素に向けた取組・投資を促進

## 地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の目標や 「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として法に位置付け

- 地球温暖化対策に関する政策の方向性が、法律上に明記されることで、国の政策の継続性・予見可能性が高まるとともに、国民、地方公共団体、事業者などは、より確信を持って、地球温暖化対策の取組やイノベーションを加速できるようになります。
- 関係者を規定する条文の先頭に「国民」を位置づけるという前例のない規定とし、カーボンニュートラルの実現には、国民の理解や協力が大前提であることを明示します。



地方創生につながる再エネ導入を促進

## 地域の求める方針（環境配慮・地域貢献など）に適合する再エネ活用 事業を市町村が認定する制度の導入により、円滑な合意形成を促進

- 地域の脱炭素化を目指す市町村から、環境の保全や地域の発展に資すると認定された再エネ活用事業に対しては、関係する行政手続のワンストップ化などの特例を導入します。
- これにより、地域課題の解決に貢献する再エネ活用事業については、市町村の積極的な関与の下、地域内での円滑な合意形成を図りやすくなる基盤が整います。



ESG投資にもつながる  
企業の排出量情報のオープンデータ化

## 企業からの温室効果ガス排出量報告を原則デジタル化 開示請求を不要にし、公表までの期間を現在の「2年」から「1年未満」へ

- 政府として行政手続のデジタル化に取り組む中、本制度についてもデジタル化を進めることにより、報告する側とデータを使う側双方の利便性向上が図られます。
- 開示請求を不要とし、速やかに公表できるようにすることで、企業の排出量情報がより広く活用されやすくなるため、企業の脱炭素経営の更なる実践を促す基盤が整います。

# 今回創設する地域の脱炭素化の仕組みに期待される効果

## 実行計画の策定

## 事業計画の認定

地方公共団体

<効果>

◆ 地域の再エネ資源の利用目標・方針の合意形成

- 地域の再エネ資源のポテンシャルを踏まえた意欲的な目標設定
- 環境保全の観点から支障のなさそうな立地の選定
- 場所ごとに、環境配慮すべき事項や地域貢献の取組を整理



計画の策定

公表

<効果>

◆ 地域に貢献する優良事例を選定・推進

<事業のイメージ>

- 再エネを導入し、災害時も含め地域に供給
- 再エネの導入と一体でEV等の電動交通インフラを整備
- 廃棄物エネルギーを地域供給し、その利益で省エネ機器の普及を支援



認定



申請

事業計画の立案

<効果>

◆ 事業の予見可能性の向上

- 地域配慮の観点からの事業候補地の選定の円滑化
- 早期段階での関係者や課題の特定

事業の構想

事業者

<効果>

◆ 事業実施の円滑化

- 関係法令のワンストップサービス

自然公園法（公園内開発）、温泉法（土地掘削等）  
 廃掃法（熱回収認定、処分場跡地形質変更）  
 農地法（農地転用）、森林法（林地開発許可等）  
 河川法（水利使用のため取水した流水を利用する発電の登録）

- 環境アセスの配慮書手続の省略
- 補助事業での加点措置等

地域主導で脱炭素化を加速